

# タイにおける地理的表示 保護制度



S&I International Bangkok Office  
Co.,Ltd.

Pritsadee Buranavorakul 井口 雅文  
(タイ国弁護士、 (日本国弁理士)  
特許代理人)

Ms. Buranavorakul : チュラーロンコーン大学 (法学士)、Institute of Legal Education Thai Bar Association (法廷弁護士)。九州大学 (法学修士) 卒業。2012 年に S&I International Bangkok Office に入所し、約 10 年に渡り、主にアセアン諸国の商標業務に従事。

井口弁理士 : 東京大学農学部卒業、1978 年日本政府特許庁入庁、1993 年～1995 年タイ商務省知的財産局 (国際協力事業団・専門家) 1996 年、タイ・バンコクに東南アジア向けに工業所有権出願代行サービスなどを行う S&I International Bangkok Office (<https://siasia.co.th/>) を設立、社長に就任。今日に至る。2005 年、S&I Asia (バンコク) 及び S&I Japan (東京)、エスアンドアイジャパン特許事務所を設立。今日に至る。活動拠点 : バンコク及び東京、日本国弁理士

## 【概要】

地理的表示 (Geographical Indication, GI) とは、地理的原産地に由来する特定の品質または特性を備えた産品に使用される名称または標識のことである (タイ地理的表示保護法第 3 条)。タイでは 2003 年まで GI を取り扱う特定の法律が存在しなかったため、刑法、消費者保護法、商標法を根拠に、誤った情報の提供または不正行為という点から問題に対処していた。仏暦 2546 年 (西暦 2003 年) タイ地理的表示保護法が制定され、2004 年 4 月 28 日に施行された。現在、商務省知的財産局 (DIP) がその管轄機関となっている。DIP は、GI 業務を取り扱うために商標部の下に GI 課を設置し、その後、2020 年 1 月 23 日に GI 部となった。GI 部は、GI 課のすべての案件を取り扱い、また商標部、特許部、著作権部などと同じポジションにあって、GI 産品および活動を管理し推進するために独自の予算を設定することができる。

## 【詳細及び留意点】

### 1. 地理的表示 (GI) 登録要件

(1)申請者 (地理的表示保護法第 6 条、第 7 条、第 8 条)

政府機関または民間企業、すなわち GI 製品の取引に従事し、当該 GI の地域に居住する者の団体や GI の消費者団体が登録を申請することができる。外国の GI をタイへ申請する場合、当該 GI は当該国で保護され、タイにおける申請日まで継続的に使用されている必要がある。外国の GI 申請者は、タイが加盟している GI に関する国際条約または協定の加盟国の国籍を持つ、または、その加盟国もしくはタイに住所または事業所がなければならない。

## (2) 産品（地理的表示保護法第 3 条）

天然物、農産物または工業製品、手工芸品

## (3) 登録が認められない GI（地理的表示保護法第 5 条）

公序良俗に反する一般名称または GI

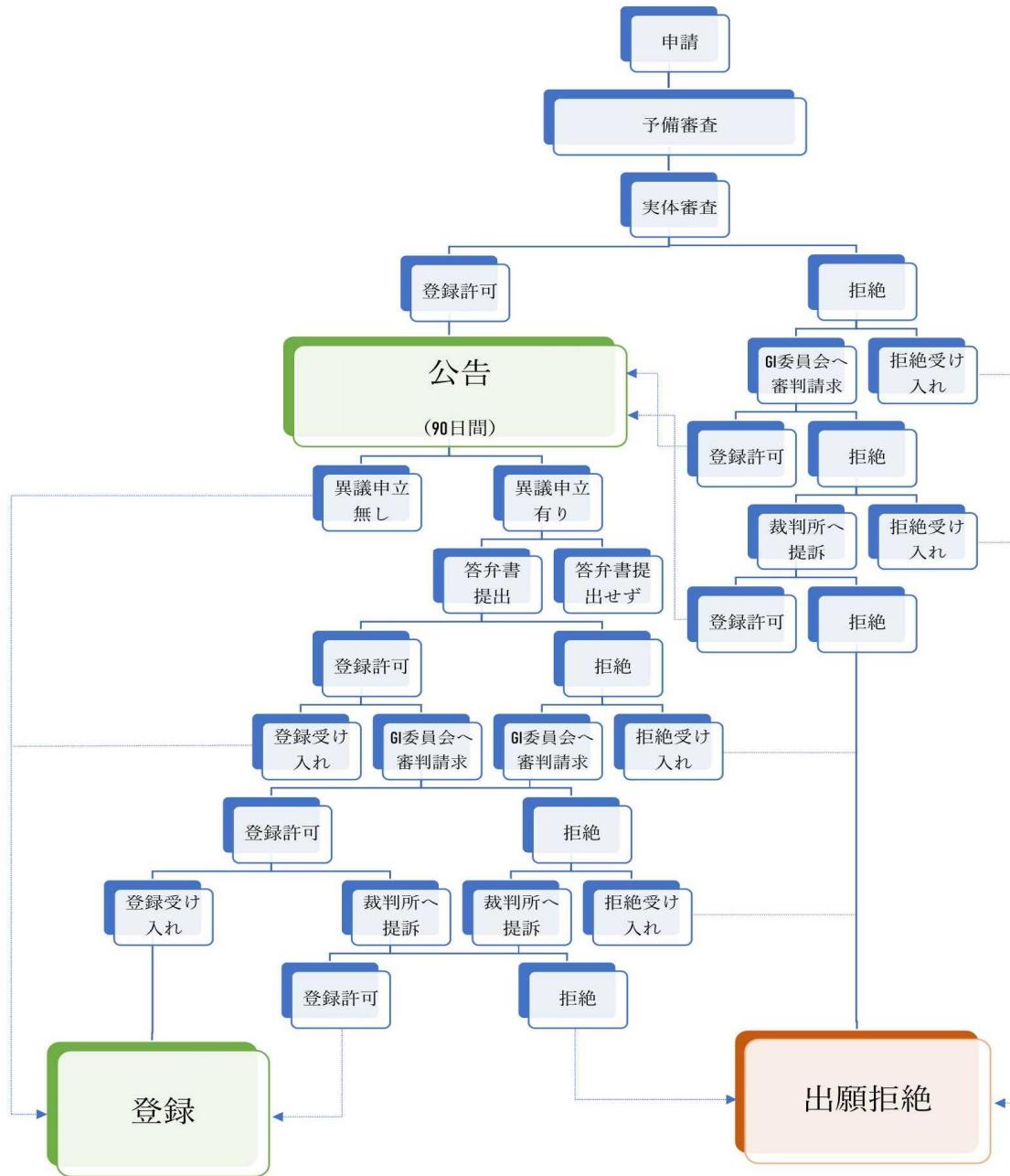
(4) 必要情報（地理的表示保護法第 10 条、GI 登録の出願、公開、異議申立および答弁、登録、審判請求ならびに補正および取消に関する規則及び方法に関する省令 仏暦 2547 年（西暦 2004））

- ・ 品質、評判、または GI を使用した製品の特別な特性
- ・ GI 産品とその地理的原産地との関係
- ・ 地理的原産地の詳細
- ・ 産品ラベル上の GI 使用に関する情報
- ・ 管理体制に関する情報

（参考：タイの GI ロゴ）



## 2. タイにおける GI 登録申請の流れ



### 3. GI と商標との違い

GI は、自社商品またはサービスを他人のものと区別するために用いられる標識またはシンボルである商標と機能面では似ている。GI も商標も商品の出所に関する消費者の混乱を防ぐことを目的としている。

しかしながら、GI と商標とは以下のような違いがある。

- ・GI は、地理的原産地の表示を含む名称または標識からなるのに対し、商標は、名称、ロゴ、色の組み合わせ、形象的要素または音からなり得る。
- ・GI は天然物、農産物、工業製品、手工芸品など、その特徴が地理的原産地に由来する産品のみで使用されるが、商標は商品やサービスに対して使用される。
- ・GI は、産品の原産地に属する生産者、製造者、事業者等の団体（コミュニティ）に与えられる権利で、登録された産品をその地理的原産地内で生産する者は何人も当該 GI を使用する権利がある。一方、商標は、所有者および許諾を得た者の独占的な権利であり、つまり如何なる他人もその登録商標を使用することはできない。
- ・GI はコミュニティの権利であり、ライセンス供与や譲渡はできないが、商標はライセンス供与や譲渡が可能である。

#### 4. タイの地理的表示保護制度

申請者が申請すると、前述で紹介したフローチャートに従い審査が行われる。担当官は予備審査において、申請者に対して追加情報、説明、証拠、その他適切と思われる対応を要求することができる。GI が登録されると、申請日から効力が発生する。さらに、タイ地理的表示保護法第 15 条に基づき、登録官には GI の登録にさらなる条件を課すかどうかを決定する裁量権がある。タイ地理的表示保護法には管理体制に関する規定がないため、実務上、登録官はこの条項を行使して GI の体制に不可欠な管理体制を申請者に課すことになる。現在の DIP の実務では、管理体制は、自己管理、内部管理、外部管理の 3 つのレベルに分けられている。

自己管理は GI 産品の各生産者が履行するもので、生産者は作成したマニュアルを厳守しなければならない。生産者グループの中には、内部管理を行うため選ばれた生産者、代表者、その他関係者で構成された、各生産工程がマニュアルに準拠し

ているかどうかを定期的に検査する組織ユニットがなければならない。外部管理は、例えばタイ工業規格局（Thai Industrial Standards Institute, TISI）、タイ農産物および食品標準局（National Bureau of Agricultural Commodity and Food Standard, ACFS）などの独立した別の認証機関によって行われる。

罰則については、地理的表示保護法第 39 条および第 40 条に基づき、正当な権利がなく GI を使用して消費者に誤解や混乱を与えた者は、20 万バーツ以下の罰金が科されることとなる。

## 5. タイにおける現状

タイ政府は GI に関して積極的に取り組んでいる。確かに、GI 登録の多くは、県庁などの政府機関による取り組み、申請がなされており、これは、政府が GI を利用して、産地と結びついた独特の特性を持つ地元の産品を国内外に市場開拓しようとしていることを裏付けている。タイ商務省は、タイの 77 県全ての県において少なくとも 1 件の GI を登録することを目標としており、2021 年 6 月には、アーントーン県の GI「エーカラートドラム（Klong Ekkarat）」が登録されたことでその目標を達成した。政府はさらに、2022 年には国内の 18 件の GI を登録する予定である（<https://www.prachachat.net/economy/news-775331>）。

## 6. 国際レベルでの登録

2021 年 10 月 6 日現在、タイには 170 件（国内から 152 件、外国から 18 件）の GI が登録されている。外国からは、「ピスコ（Pisco）」、「シャンパン（Champagne）」、「コニャック（Cognac）」などがその例である。記録によると、タイ以外で最も多く GI を登録している国はイタリアで、6 件を登録している（<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-002.html>）。

タイの GI 登録の中には、外国で保護されている GI もある。EU では「ドイトゥンコーヒー（Doi Tung Coffee）」、「ドイチャーンコーヒー（Doi Chaang Coffee）」、「サンヨットムアンパットタルン米（Sangyod Muang Phatthalung Rice）」、「ホ



ームマリ トウンクラローンハイ米 (Hom Mali Thung Kula Rong-Hai Rice) 」が登録されており、インドネシアおよびインドでは「ランプーン ブロケート タイシルク (Lamphun Brocade Thai Silk) 」、ベトナムでは「イサーン インディジナス タイシルク ヤーン (Isan Indigenous Thai Silk Yarn) 」が登録されている。

また、日本とタイの間でも GI が登録されている。これまで日本からタイには、「神戸牛」、「但馬牛」、「夕張メロン」、「市田柿」、「東根さくらんぼ」の少なくとも5件が申請され、2021年4月に「東根さくらんぼ」のみが日本のGIとして初めてタイで登録されている。同様にタイから日本には、2018年に「ドイトウンコーヒー (Doi Tung Coffee) 」、「ドイチャーンコーヒー (Doi Chaang Coffee) 」、および「フアムンパイナップル (Huaymun Pineapple) 」が申請され、現在審査中である。タイ政府は海外市場で各国の地元産品の評価や価値を高める機会を広げられるよう、これらの申請については早期の登録を望んでいる。

なお、タイは、原産地名称およびGIの国際登録に関するリスボン協定に加盟していないため、外国のGI申請者は、直接DIPに出願する必要がある。

## 7. まとめ

農業と文化遺産の豊かな歴史を持つタイは、製品の世界的な市場への参入を可能にするメカニズムとして、GIから大きな恩恵を受けることができる。時間をかけて開発された伝統的知識は、確立された枠組みの下で保護され、同時に消費者の認知度と信頼性も高まる。言うまでもなく、地理的表示制度は、タイのような新興国にとって重要な農村開発の手段となる。今後の地理的表示制度の進展に期待したい。

### 【ソース】

- ・タイ地理的表示保護法

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general\\_1\\_2003.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/general_1_2003.pdf)

・タイ知的財産局

<http://www.ipthailand.go.th/th/gi-002.html>

・オンラインニュース 2021年10月5日付け記事

<https://www.prachachat.net/economy/news-775331>

・GI登録の出願、公開、異議申立および答弁、登録、審判請求ならびに補正および取消に関する規則及び方法に関する省令 仏暦 2547年（西暦 2004）

<http://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/%E0%B8%81%E0%B8%8E%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%A7%E0%B8%87-%E0%B8%A7%E0%B9%88%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B9%89%E0%B8%A7%E0%B8%A2%E0%B8%AB%E0%B8%A5%E0%B8%B1%E0%B8%81%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%93%E0%B8%91%E0%B9%8C%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B8%A7%E0%B8%B4%E0%B8%98%E0%B8%B5%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%A2%E0%B8%A7%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B8%82%E0%B8%B6%E0%B9%89%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99-%E0%B8%9E-%E0%B8%A8-2547.html>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)